

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第六編 社会保険および社会保障

第四章 年金制度

国家公務員退職年金制度案

人事院では国家公務員退職年金制度案を一〇月末決定、各省人事主任会議や共済組合などの意見をきいたうえ、政府、国会に勧告することになった。その要点は次のとおりである。

一、適用範囲＝(1)常時勤務することを要するすべての国家公務員に適用する (2)都道府県に所属する地方公務員および教育公務員である地方公務員は都道府県ごとに、公共企業体職員は公共企業体ごとに、希望によってそれぞれ包括加入することができる。

一、運営＝(1)人事院は、人事院規則の制定、給付の決定、保険、数理的研究など新年金制度の完全な実施に関する一切の権限および責務を有する (2)人事院は給付に関する決定についての異議を審査するために、退職年金審査会を設け、その審査の結果に基づいて判定を行う。

一、給付＝(1)在職期間のうち全く勤務しない月があるときは、二分の一月として計算する (2)給付の額は、退職または死亡当時の給料あるいは在職期間中の最高の給料に基いて算定する (3)退職年金(イ)退職年金は在職期間二〇年以上で退職したとき支給する(ロ)退職年金の額は、年給額の四〇%とし、在職期間が二〇年を越えるときは、二〇年以上一年増すごとに、その一年につき給与年額の一・五%を加える。ただしその額は給与年額の七〇%を限度とする(ハ)警部以下の警察官、看守長以下の刑務所職員、警備士以下の入国管理官、一等海上公安士補以下海上公安局職員および海上保安士、船員、一等保安士補または一等警備士補以下の保安庁職員については、給付を受けるに必要な在職期間を一五年とする(ニ)退職年金受給者が、五五才未満であるときは、四五才までは全額を、四五才から五〇才までは五割を、五〇才から五五才までは三割をそれぞれ支給停止する。ただし廃疾のため労働能力がないときは停止しない (4)障害年金(イ)障害年金は、公務上の傷病のため公務に全く従事できない程度の廃疾となって退職したとき支給する。退職後その傷病のために同程度の廃疾となったときにも支給する(ロ)障害年金の額は、給与年額の六〇%(退職年金を受ける権利のある者については、給与の六〇%に前記の加算額を加えた額)とする。この場合、廃疾の状態が終身自用を弁ずることができず常時介護を要する程度であるときは、その程度である期間さらに給与年額の一〇%を加える(ハ)障害年金受給者が国家公務員災害補償法の障害補償を受けたときは、六年間、障害年金のうち、退職年金相当額をこえる部分の支給を停止する (5)遺族年金(イ)遺族年金(一)退職年金受給者が死亡した場合また在職期間二〇年以上もしくは一五年以上(警察官など)の公務員が公務外の傷病のため在職中に死亡した場合(二)障害年金受給者が死亡した場合(三)公務員が公務上の

傷病のため在職中に死亡した場合またはその傷病のため退職後死亡した場合に支給する(ロ)遺族年金を受ける遺族は(一)配偶者(二)一八才未満の子および孫で婚姻していない者(三)一八才以上の不具廃疾の子および孫で婚姻していないもの(四)父母および祖父母とする(ハ)遺族年金の額は、配偶者については左記の額の五〇%とし、他の遺族については、その遺族一人につき、左記の金額の二五%とする。ただしその合算額が左記の金額の七五%を越えるときは、合算額が七五%になるように、配偶者以外の遺族の受給額を平等に減額する (一)、(イ)の(一)の場合は退職年金相当額 (二)、(イ)の(二)場合は退職年金相当額に給与年額の一〇%を加えた金額 (三)、(イ)の(三)の場合は退職年金相当額に給与年額の二〇%を加えた金額。(二)遺族年金受給者が国家公務員災害補償法の遺族補償を受けたときは、障害年金の場合と同じ (6)退職一時金(イ)退職一時金は在職期間三年以上で退職した場合、退職または障害年金を受ける権利がないときに支給し、在職期間三年未満で退職した場合、給与年額の三・〇四%に、在職期間の年数を乗じた金額を返還する(ロ)退職一時金を受けた者で再就職したものに退職年金を支給すべきときは、毎年その年金からすでに受けた退職一時金相当額に一定の利子を付した金額の五分之一を控除する (7)遺族一時金(イ)遺族一時金はつぎの場合に支給し、在職期間三年未満で死亡した場合は、俸給年額の三・〇四%に在職期間の年数を乗じた金額を返還する。(一)在職期間三年以上二〇年未満の公務員が公務外の傷病のため在職中に死亡した場合 (二)公務員が公務上の傷病のため在職中に死亡した場合または在職期間二〇年以上の公務員が公務外の傷病のため在職中に死亡した場合で、遺族年金を受ける遺族がない場合 (三)退職または障害年金受給者が死亡した場合で遺族年金を受ける者がいない場合 (四)遺族年金受給者のすべてがその受給権を失った場合(ロ)遺族一時金の金額は右の(一)および(二)の場合には退職一時金相当額、右の(三)および(四)の場合にはその金額からすでに支給された年金の総額を減じた金額とする(ハ)遺族一時金を受ける遺族の範囲は(一)配偶者(内縁を含む)(二)子、父母、孫および祖父母で、公務員の死亡当時としてのその収入によって生計を維持していたもの(三)、(一)および(二)以外で公務員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持したもの(四)子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で(二)または(三)に該当しないもの(二)遺族年金を受ける順位は前記の順位とする。

一、費用=(1)給付に要する費用の二五%は、公務員の掛金をもってあて、その費用の七五%は国庫負担とする (2)公務員は掛金として毎月給与月額の一・〇四%を国庫に納付する (3)国庫は毎年度現に給付する費用の七五%を負担する。

一、経過措置=(1)恩給法の措置(イ)恩給法は廃しない。ただし新年金制度の公務員である者には恩給法は適用しない(ロ)新年金制度実施前にすでに給与事由の生じている恩給のうち、退職または死亡当時国庫から給付を受けていた者(旧軍人を除く)にかかる恩給は人事院に引継ぐ (2)過去の期間の通算とこれに伴う措置(イ)新年金制度実施のさい在職する公務員については、同制度実施前の期間のうち、次の期間は在職期間に通算する。(一)恩給法上の公務員およびその期間に引続いた準公務員(教職員など)であった期間(二)新年金制度実施の日まで引続いた共済組合の組合員であった期間のうち(一)以外の期間(雇傭人であった期間)(ロ)右によって過去の期間を通算された者のうち、恩給法上の準公務員であった期間または共済組合の長期給付のための掛金を負担しなかった期間がある者について、年金を支給する場合は、その年金の額からそれらの期間一年につき給与年額の二%の四分の一を減額し、一時金を支給する場合は、一

年につき給与月額四分の一を減額する(ハ)過去の期間を通算されたもので、一時恩給または共済組合の退職一時金を受けたものに、新年金制度の退職年金などを支給する場合(一)退職年金を支給する場合は毎年その退職年金の額から、すでに受けた一時金相当額に一定の利子を付した金額の一五分の一を控除する。(二)退職または遺族一時金を支給する場合は、それらの額から、すでに受けた額に一定の利子を付した金額を控除する(三)新年金制度実施のさい在職する恩給法上の公務員に対する特例(イ)新年金制度を実施する際、在職する公務員で、その前日までの在職期間が普通恩給の所要在職年の三分の二以上に達している者が、新制度後、退職または死亡した場合、その者に恩給法が適用されたとすれば普通恩給または扶助料を支給すべきであったときは、新年金制度の退職一時金または遺族一時金にかえ、恩給法の普通恩給または扶助料を支給する。主として高級公務員がこれに該当。新制度により受給所要年数がふえたため特に不利にならないようにしたもの(ロ)右については、遺族年金と扶助料との関係も同じ(ハ)公務員から引続き恩給法の準用を受ける地方公務員または公共企業体職員となったものが、さらに引続き新制度の公務員となって退職または死亡したときも右に同じ。

## 厚生年金保険法の一部を改正する法

(八・一法一一七、九・一及び一部は一一・一施行)健康保険法の一部改正に応じて行われたもので、標準報酬を六等級に改訂し最高八〇〇〇円に据置いて、最低を健康保険の三〇〇〇円に合わせ、第一級標準報酬三〇〇〇円(報酬月額三五〇〇円未満)以上一〇〇〇円刻みで第六級報酬八〇〇〇円(報酬月額七五〇〇円以上)とした。標準報酬の決定時期や方法、適用事業所の拡張などは健康保険法の改正と同じであり、又障害年金を支給するための廃疾の程度の認定時期も健康保険法の改正に応じ一年延長され、三年経過後となった。

## 厚生年金保険改正の動き

この制度の改正について厚生省では五二年以来検討を続けて来たが、一二月一五日、厚生年金保険法の改正最終案を作成した。この改正案は、一二月一〇日に行われた社会保障標準報酬の引下げ、年金給付額の大幅な増額(といっても生活を保証できるような額では全くない)及びそれと引換えに老齢年金の支給開始年齢の引上げなどを内容としている。改正案の内容は次の通りである(括弧内は現行制度)。

- 一、標準報酬 一二等級制とし、最低一級三〇〇〇円最高一二級一万八〇〇〇円(一級三〇〇〇円一六級八〇〇〇円)。
- 二、加給金 配偶者又は子一人につき年額四八〇〇円(二四〇〇円)。

三、老齢年金支給開始年齢は一般男子六〇才(五五才)、抗内夫五五才(五〇才)でこの年齢引上げは二〇年間に行う。支給額は定額一万八〇〇〇円に報酬比例額(被保険者であった期間の各一年につき平均標準報酬年額の一〇〇〇分の五)が加わる。また扶養者のある場合は前掲の加給金がつく。加給金のある場合を除く老齢年金額はこの案によると次のようになる(年数は勤続年数、括弧内は現行支給額)

(障害年金、遺族年金の規定も同じく変化するが、これについては略す。)

なお、厚生年金保険法の主な改正点と関係団体の主張は次頁の表のとおりである(朝日新聞九月五日による)。

厚生年金保健法の主な改正点と関係団体の主張(これまで公式または非公式に発表されたもの)  
内容 現行法 改正案 日経連案 総評案 総同盟案

適用範囲 常時五人以上使用の事業所 現行通り 現行通り 全労働者に適用 五人未満の事業所にも適用

標準報酬 最低三〇〇〇円、最高八〇〇〇円六等級 三〇〇〇円—一万八〇〇〇円、一二等級  
現行通り 最低三〇〇〇円、最高三万六〇〇〇円 最低三〇〇〇円、最高三万六〇〇〇円

給付内容(イ)老齢年金 平均報酬月額(暫定三〇〇円)の四カ月分 定額一万八〇〇〇円報酬比例額＝被保険者期間一年につき平均標準報酬の一〇〇〇分の五 定額(月額二〇〇〇円)被保険者期間一五年をこえる一年ごとに年金額の三〇分の一を加える 定額(月額三〇〇〇円)と報酬比例四割扶養加算、年数加算を設ける 報酬比例を主、定額を従とする。定額を月額三〇〇〇円とし、年金総額は平均標準報酬の四〇%以上とする

(ロ)障害年金 最終標準報酬月額の四—五月分、二等級 四等級に分け、二級が老齢年金に見合うようにする 一級四万円、二級三万二〇〇円、手当七万円 総同盟と同じ 老齢年金にならう。業務上は資格期間を設けない。二級を老齢年金と同程度として級別により増減

(ハ)遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金 老齢年金額の二分の一。やもめ(男・女)遺児年金については最終標準報酬の二月分 老齢年金額の二分の一。寡婦、鰥夫、遺児年金を統一する。定額(月額一〇〇〇円) 最低生活を保証する額 老齢年金に準じてきめる

老齢年金給付開始年齢 男五五才、女五五才、坑内夫五〇才 男六〇才、坑内夫五五才、二〇年間に引上げる 五五才 男五五才、女五〇才、特例者五〇才 男五五才、女五〇才、坑内夫、特例重労働者五〇才

脱退手当金 一五日から五一〇日 廃止。女子特別一時金を設ける 廃止 廃止しない 廃止しない  
国庫負担 事務費全額、坑内夫二割、一般一割 二割を目標に大蔵省と折衝中 事務費全額、その他の給付費二割 事務費全額、給付費の三分の一 事務費全額、給付費の三分の一

保険料率 事業者一〇〇〇分の一五、被保険者一〇〇〇分の一五、坑内夫の場合各々一〇〇〇分の一七・五 五年すえ置、五年ごとに数理計算できめる 賦課式に積立式を加味 事業者一〇〇〇分の一〇 当分の間は引上げない、労働者一〇〇〇分の一〇 将来は修正賦課式を採用

積立金運用 大蔵省資金運用部資金 運用改善につき大蔵省と折衝中 社会保険公社を新設 独立勘定とする。関係者を主体とした機関を設ける 資金運用部資金から切離す。運用については労使、行政庁で協議

## 年金制度改革の勧告

社会保障制度審議会は一二月一〇日の総会において「年金制度の整備改革に関する勧告案」を決定し、即日政府に勧告した。その勧告案は次の通りで、複雑化している現在の年金制度を統一し、五人未満の事業所をも含めた各職場共通の勤労者一本の年金制度を作ること、最低生活保障の主旨から定額制とすること、積立金の民主的運営を図ることなどを内容としている。

本審議会は昭和二五年一〇月社会保障制度に関する勧告において統一的な社会保障制度の確立を要望し、その際年金制度についても具体的な見解を明らかにしている。しかしながら、その後総合的見地からする社会保障制度の整備は推進されていないし、年金制度に関する問題も依然未解決である。

由来わが国の社会保障制度は極めて不均衡な発展を示し、かつ複雑化しており、その総合整備は屢々要望されているところである。中でも年金部門は最も不均衡であり、またその発達におくれている面があるがそれだけに問題も少くない。従って、社会保険

制度全般の調整はもちろん、総合的見地からする年金制度の整備は緊急に行う必要がある。

しかるに、その後における社会保険制度の経緯をみるに、諸制度の統一化とは逆行し、年金制度についても各省庁の独自の観点からする個別的改正が行われんとする嫌いが無いではない。かくては、現行制度の矛盾と不均衡はますます拡大されるのみか将来に禍根を残す危険が多分にある。

本審議会は、当面の懸案たる厚生年金保険制度及び公務員の年金制度等現行年金制度改革の帰趨如何が現在及び将来の国民生活や財政経済に重大な影響を持つ問題なる点に鑑み、昨年以來慎重な検討を行ってきた。しかして、今後の年金制度に関する一応の所見については、昨年一二月政府に具申しているところであるがさらに今般年金制度の基本的構想とその具体化について検討を行った結果別記構想によるを適当と認めるものである。

## 年金制度の整備改革の構想 第一、趣旨

現在わが国には諸種の年金制度があるが、これら各制度はそれぞれ特殊事情や沿革があつて極めて複雑化している。それは、主として、現行制度が、わが国の特殊事情からして、退職金的な性格を多分に持って発展してきたため、それ自体としての意味はあるが、社会保障としては種々の欠陥をもっているのである。

すなわち第一に、現行年金制度に通ずる致命的な欠陥は、各制度間に資格年数の通算が行われなため、すべての職場を通じての老齢年金制度が確立されていないことである。老後に備えるための年金制度としては、一定の資格条件を満たし一定の年齢に達したのものには、年金を支給するようにする必要があり、それがためには、各職場を通じ、かつ、被用者たると自営業者たるとを問わず、一切の労働を通じた年金制度の確立が最も望ましい。とくに、わが国の如く就業の移動のはげしい事情の下においては、その必要があるといえる。しかし、全国民対象の国民年金制度の確立をいま直ちに実現することは、国の財政、国民経済その他諸種の事情からみて時期尚早とも考えられるので、まず第一の段階としては、一応現在の被用者に関する各年金制度を一元的なものにし、つづいて、現在洩れている五人未満の事業所の被用者もこれに加え、また自営業者でもとくに年金的保護の必要と思われるような人々を加えた範囲で年金制度を考へることが、最も適当と思われる。年金制度の必要性はいかなる人々にも考えられるし、また、わが国人口の年齢分布の変化趨勢からみて、老齢人口の比重増大は必至なのだから、一面において将来国民年金制度への発展をも考慮しておく必要がある。

第二には、現行各制度が極めて不均衡で給付内容や費用負担に著しい差があり、とくに国庫の負担に合理性を欠いていることである。たとえば、報酬比例制の年金に国庫が負担するが如きは適当ではない。これらの不均衡な点や国庫負担の不公平は、社会保障の立場からは、公平な合理的なものに改めなければならない。しかし、現行制度に種々な相違があるのは、現行制度が純粋な社会保障として考えられ発展してきたものではなく、それらの制度が、社会保障的な要因と退職金的な性格を同一制度の中に内包しつつ発展してきたからであつて、それが年金制度の一元化をも妨げているわけである。ただ、ここに考へねばならないことは、現在の制度にみられる退職金的な部分は社

社会保障として問題があるにしても、わが国の特殊事情からして無視するわけにはいかないことである。すなわち、わが国では年金制度の如何にかからず退職金制度を捨て去るわけにはいかない。民間一般の退職金制度についてはいうまでもないが、公務員のために設けられている恩給制度、共済組合による年金制度等もその特殊な環境にも応じた退職金的な意味を多分にもっている。総じてこれら退職金的な性格を持つ年金制度は人事管理としての意義が強く、その特殊の職域と環境に適応してはじめて十分な意味をもつものであって、その関係から、統一的な年金制度として、これを普遍化するに従い、その特殊な意義が減退する性質をもっている。従って退職金的な意味の年金制度はその職域や環境に従って設けることが有意義なわけである。しかしこれは前述の社会保障としての統一年金制度への要請とは全く背反的な性質である。このことは、公務員の年金制度だけでなく、厚生年金保険等についても考えられる被用者に通ずる一般的な問題であって、社会保障制度としては現行年金制度の報酬比例制その他退職金的性格は切りはなして考えることの方が合理性がある。

以上のような観点からいって、社会保障としての年金制度は一方には統一した年金制度を設けて現行制度の欠陥を補うとともに、退職金的な要素をもつ部面については附加的な制度を考え、前者を基礎として両者の調整を行うことが適当と思われる。すなわち、わが国の特殊事情に基く現行制度の退職金的特質は、職業的に別個の観点から附加的に考慮することが実情に適するものであり、わが国の場合そうする他はない。かくしてはじめて年金制度の一元化を行うことが出来、現行年金制度の最大の欠陥を是正することが出来る。また、このような被用者だけにみられる退職金的な附加部分を別途に考えることにより、年金制度を自営者その他の国民に拡大する際にも好都合なわけである。この場合、国として、前者の制度については、社会保障制度として最低限度の生活の保障に責任をもつべきは当然であるが、後者についても、前制度との関連の下に、それぞれその使用者又は使用者と被用者との交渉関係等自主的な立場を尊重しつつ、その附加的な給付が勤労者の生活保障に資し得るように配慮する必要がある。

今日わが国の年金制度は、いずれの面をみても根本的な改善を加えねばならない時機に当面している。また前述の様に、わが国の年金制度は総合的な観点と社会保障の見地から根本的な改革を加える必要がある。しかるに現在の各年金制度の改革は、それぞれ一方的な独自の立場からのみ企画されようとする嫌いがあり、かくては現行制度の矛盾と跛行性はますます拡大され、一層複雑性を加える危険が多分にある。のみならず、かかる個別的な制度の競合的発展は国家財政及び国民経済の見地からみても無駄が多く好ましいものではない。かかる傾向は、主として各年金制度の所管とその改正の企画が一元化されていない事情に基づくもので緊急に調整を加える必要がある。年金制度は統一的な観点から、将来あるべき年金制度の体系を想定し、現行制度はその目標に従って整備改革しなければならない。

本改革案は概ね以上の如き前提の下に考えられた一つの構想である。  
第二、年金制度改革の基本方針

(一)現行の厚生年金保険、船員保険、恩給、国家公務員共済組合(年金関係)、町村職員恩給組合、地方公共団体の恩給制度及び私立学校教職員共済組合の対象者を包括し、これに現行制度から洩れている五人未満の事業所の被用者、一定の自営業者等をも加えた範囲で単一の総合年金制度を設け、すべての雇ようと労働の期間を通じ

た年金給付を行うものとする。なお、将来本制度をして国民年金制度の基盤たらしめ得るように考慮しておくものとする。

(二)年金額は最低限度の生活を保障するという趣旨から定額制とし、将来における国民年金制度への拡大と事務的な便宜を考慮する。

(三)公務員のために設けられている現行の年金制度(恩給や共済組合等の制度)は本総合年金制度に附加的に考慮する。この附加制度は、原則として、共済組合制度によって行うことが適当と認められる。

(四)一般被用者又は自営業者についても総合年金制度に附加して退職年金制度又は相互共済的な附加制度を持つことが考えられるので、それらを保護育成するための措置を講ずる。

(五)業務災害に起因する事故についても本制度の給付を行うものとする。但し、業務災害との関係については、他の社会保険部門との関係もあるので、その一元化の問題とも併せて検討し調整を行う。

(六)総合年金制度の積立金は巨額となるが、これは関係者の共同の拠出金であるので、資金の国家集中の弊を避け、一方拠出者への還元運用によって年金加入者の共同福祉の増進をはかる等民主的な管理運用をはかる。このためには特殊法人による総合年金基金の如き制度を設けることが適当と思われる。

(七)本制度に要する保険料の徴収等については他の社会保険部門の組織を通じて一元化を行い、能率的運営と事務費の節減をはかる。しかし、この点については社会保険制度の一元化問題と併せて考究する。

(八)現行制度により得ている既得権は尊重する。

### 第三、実施段階

年金制度の改革は、既存各種年金制度が極めて複雑な現状にある事情、社会保険の統一問題との関連、総合制度確立のための種々基礎調査の必要性、経済及び財政上の関係等をも考慮し段階的に行うものとするが、概ね次の順序によって行うものとする。

第一段階 厚生年金保険、船員保険、恩給、国家公務員共済組合(年金関係)、町村職員恩給組合、地方公共団体の恩給制度及び私立学校教職員共済組合の適用者を対象として総合年金制度を確立する。これとともに、公務員の恩給及び共済組合制度を整備し、併せて、公務員外の一般被用者の退職金制度につき保護育成の措置を講ずる。

なお、右に移行する建前の下に厚生年金保険に暫定措置を講じ、既にその受給資格の発生している者には一定額の年金を支給し得るように措置する。

第二段階 五人未満の事業所に使用せられる被用者及び一定の自営業者に適用対象の拡大を行う。

なお、国民所得水準の向上、社会経済事情の変遷等に対応し、将来本制度を基盤とし、国民年金制度への発展を考慮するものとする。

### 第四、総合年金制度案の構想(略)

### 第五、総合年金制度と公務員の年金制度の整備(略)

### 第六、経過措置(略)

厚生年金保険の積立金は約六〇〇億円に達しているが、厚生省では九月四日、そのうち二五億円を被保険者の住宅新設資金と医療施設の拡充費にあて、都道府縣市への地方債という形式をとる融資方法につき都道府県知事に通知した。細目は次の通りである。

◇住宅関係

一、事業主の場合は、大体五〇〇人以上の被保険者を使用し、その約二割以上が住宅に困っていること。

二、住宅組合の場合は、組合員のすべてが同一の事業主に使用されている年金保険の被保険者であること。

などが融資の条件となっているが、ともに一カ所に木造住宅一〇戸以上と一〇世帯以上収容できる耐火の共同住宅を一むね以上建てることとなっている。

◇医療関係

一、被保険者とその家族の診療を目的とする病院を新增築すること。

二、ただし被保険者とその家族数を合わせた総計が当該市町住民の三割を占め、都道府県医療機関整備の観点からも必要だと認められること。

三、事業主が健康保険組合の場合は一〇〇〇人以上の被保険者を有すること。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---